栃尾都市計画地区計画の変更

都市計画平地区地区計画を次のとおり変更する。

和1	1 马上店	9 平地区	心地区計画で	を次のとおり変更する。							
	名	称 平地区地区計画									
	位		置	長岡市平三丁目、平五丁目の各一部							
面積				約 12.2 ha							
地区計画の目標				当地区は、栃尾地域中心部から近く、その大部分が土地区画整理事業による居住基盤の整備が進められ、環境良好な市街地の形成が期待されている。また、広域的な幹線道路である(都)環状線(国道290号BP)や市街地内の幹線道路である(都)金沢平堤防線に隣接する交通利便性の高い地区である。このため、建築物等の適正な配置及び立地誘導を図り、既存の生活環境の保全と良質な居住環境の形成及び、これと調和のとれた利便性の高い沿道環境の形成を図ることを目標とする。							
区域の整備・開発及 び保全に関する方針				土地区画整理事業によって整備された幹線道路を含む質の高い生活基盤に 対応して、良好な居住環境と産業環境を保全・整備する。							
土地利用に関する方針				既存の生活環境の保全と良質な居住環境の形成及び、これと調和のとれた利便性の高い沿道土地利用を実現するため、本地区を以下の3つの地区に細分化し、それぞれ次の方針により土地利用を誘導する。 A地区(住宅工業複合地区)							
			地区の	A地区	B地区	C地区					
		地区の 区 分	名称 地区の	(住宅工業複合地区)	(市街地工業地区)	(市街地住宅地区)					
			面積	約 2.7 ha	約 2.0 ha	約 7.5 ha					
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限		以下の限する。 1. でおりにでする。 第を制は、飲食類には、飲食類には、食物では、食物では、食物では、食物では、食物では、食物では、食物では、食物で	築を制限する。 1. 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のもの。 2. 事務所その他これに類するもので床面積の合計が3,000㎡以上のもの。 3. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又						

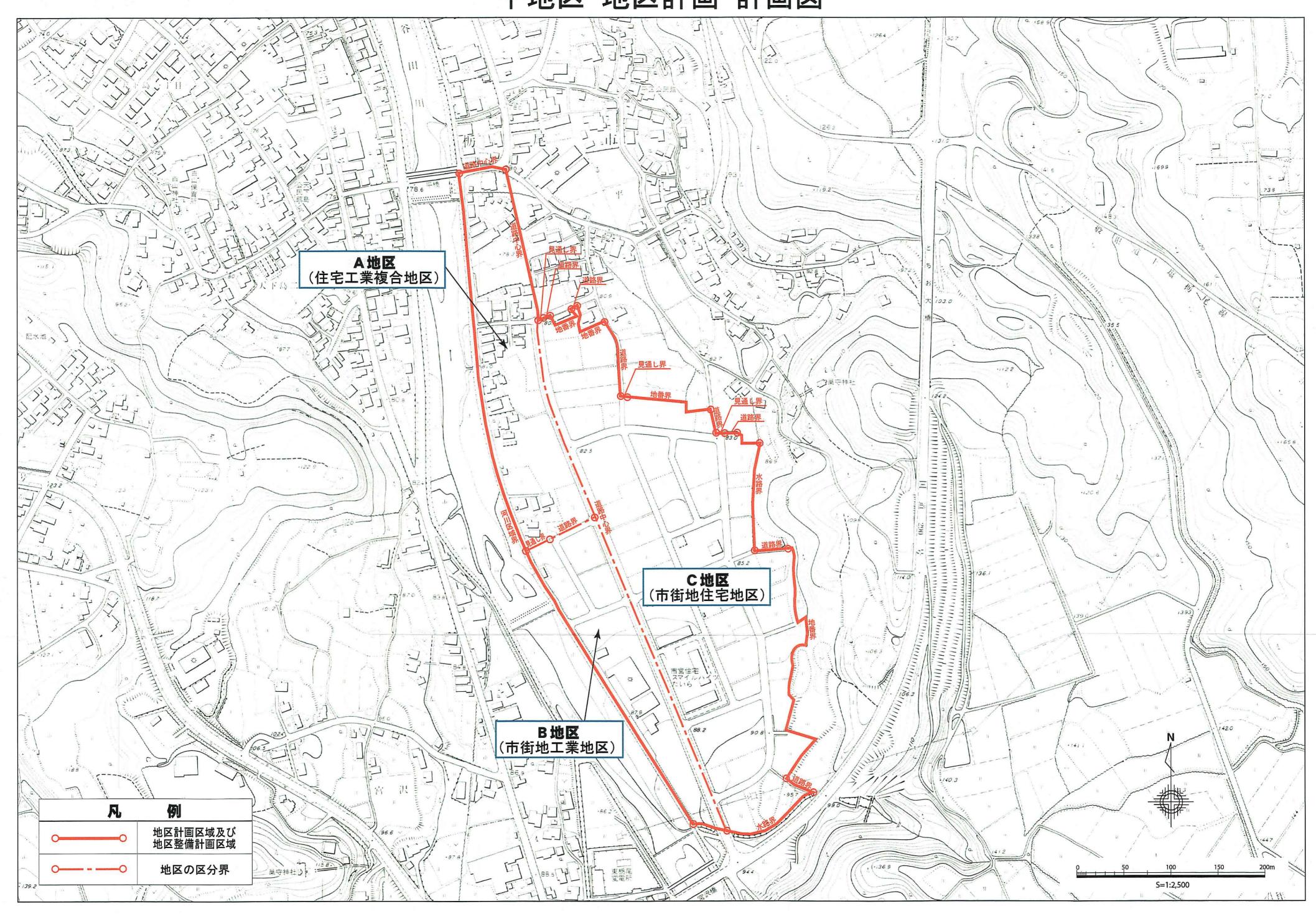
		建築物の用途の制限	5. 倉庫業を営む倉庫 6. 畜舎 (15 ㎡以上) 7. 建築基準法別表 2 の (ぬ) 項の第 2、3 及び 4 号に定める工 場等	5. 畜舎(15 ㎡以上)								
		建築物の敷地面 積の最低限度	定めない	250㎡以上	180㎡以上							
			ただし、基準時(地区計画の決定時)に上記規定に適合しない敷地となって いる場合はこの限りではない。									
		壁面の位置の 制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線(道路の隅切り部分は 除く)までの距離は1.0m以上とする。									
		道路に面し垣又は柵を設置する場合は、地盤面から高さ1.5 m以下 垣又は柵の構造 の制限										

「位置及び区域は、計画図表示のとおり。」

理由

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 45 号)の施行に伴い改正された建築基準法(平成 27 年 6 月 24 日及び平成 28 年 6 月 23 日施行)」の内容と建築物の用途の制限において引用している内容に、法解釈上の齟齬が生じており、現行法との整合を図ること。また、地区計画決定当時から使用していた「旧市名」等の表記について、平成 18 年の市町村合併後の現行表記に改めるため、地区計画を変更する。

平地区 地区計画 計画図



平地区地区計画 建築物の用途制限表

							C地区					A 地区	B地区			
					第	第	第	第	準	近	商	ž	隼	I	I	
用途地域内の建築物の用途制限					種	二 種	_	=		隣					業	
建てられる用途					中	中	種	種	住	174	業	-	L	業	*	
建てられない用途 					高層	高層	住	住	居	商	-	귈	業	214	専	備 考
条例により建築が制限されているもの					住居	住居			店	業		7	*		用	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	\geq	地区計画で建てられない用途	専 用	専	専	専	居	居	地	116	地	±	也	地	116	
地区計画で一部建築が可能な用途(備考欄確認)				用 地	用 地	用地	地	地		地					地	
	化 中		域	域	域	域	域	域	域	域	域	t	或	域	域	
1±	住宅 兼用住宅		1	1	1											
系	共同住宅、寄宿舎、	下宿														
	幼稚園、小学校、中		1													
	大学、高等専門学校、専修学校等															
公	図書館等															
公益施	神社、寺院、教会等															
設・	診療所		-													
病	保育所等		_													
	病院 	5														
学校等	老人福祉センター、		1	1												
等	公衆浴場															
	巡査派出所、公衆	電話所等公益上必要な建築物														
	自動車教習所						\times									
店	店舗·飲食店等	2階以下かつ床面積の合計が150㎡以内の一定のもの		*	*										6	※用途制限あり
舗等	71111 71271	2階以下かつ床面積の合計が500㎡以内の一定のもの			*										6	
7	上記以外の店舗、飲食店					3	4	5	5			×	×	5	0	※床面積の合計が3,000m 未満のものは建 築可能
	所等					3	4					×	×			※床面積の合計が3,000m ³ 未満のものは建 築可能
集会						3	4									
	ル、旅館						\bigotimes									
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場						\times									
技技	カラオケボックス等マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等							5	5					(5) (5)	5	
施設	劇場、映画館、	安安の如八の立王徒の人引が200㎡ナ洪のもの						9	9			X	X	9		
. 風	演芸場、観覧場	客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの	Н									\Leftrightarrow	\otimes			
俗施	ナイトクラブ等								2			\times	\times			
設	キャバレー、料理店	キャバレー、料理店等										\times	\times			
	個室付浴場業等															
合	券発売所、場外車 (劇場、映画館、演	場、観覧場、ナイトクラブ、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票 券売場等の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの 芸場、観覧場については客席部分の床面積)														×20昨以下かつ庄売種の会社が200㎡以下
	単独車庫(付属車庫				*	*	*	*								※2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下 のものは建築可能
	建築物付属	1階以下かつ600㎡以下のもの 2階以下かつ3,000㎡以下のもの						<u> </u>								
	自動車車庫	2階以下のもの														
												\vee				
	畜舍					1	4 %						4 %			※床面積の合計が15㎡未満のものは建築
工場・倉	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具 店等で作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの			1	1		<u> </u>									可能
		作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの														
	自動車修理工場	作業場の床面積の合計が150㎡以下のもの														
庫等	作業場の床面積の合計が300㎡以下のもの															
	作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場作業場の床面積の合計が150㎡以下かつ危険性や環境を悪化させるおそれが小ない工場															
	作業場の床面積の合計が150㎡以下かつ危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場											\				※建築基準法別表2の(ぬ)項の第2,3及び4
	作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											×				号に定める工場等
3	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 量が非常に少ない施設					3	4									
	火薬類、石油類、	量が少ない施設				<u>ა</u>	4)									
	ガス等の危険物の	量がやや多い施設														
	… 一ついた 一つい 生	量が多い施設														
卸责	卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等						或内に	こおい	いては	、都	市計	画決定	定が必	要		
			_						_			_	_			

注1)本表は建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。 注2)本市は「田園住居地域」の用途指定はありません。

①一定規模以下のものに限り建築可能 ②当該用途に供する部分が200㎡未満の場合に限り建築可能 ③当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能 ④当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能 ⑤当該用途に供する部分が10,000㎡以下の場合に限り建築可能 ⑥物品販売店舗、飲食店が建築禁止